

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第七編 国際労働運動

第三章 第一回世界労働組合会議

第三節 「平和協定にたいする態度」

第二議題「平和協定にたいする労働組合の態度」について最初に演説したのは、TUCのシトリンであった。ついできわめて多数の代表が発言したが、中華労工協会の朱学範が、日本の天皇を裁判に附して処刑すべきであり、天皇制を廃絶して共和制を樹立すべきであると主張したこと、キプロスとジャマイカの代表が、イギリスその他の帝国主義を攻撃して、平和の協定はすべての植民地・従属国の人民の民族自決問題を考慮すべきだと主張したことなどが、注目される。そして次の諸点をふくむ宣言が採択された。

一、労働組合運動の代表を、あらゆる局面で、平和協定に参加させることが必要不可欠である。

二、クリミア宣言を歓迎し、ドイツについて、戦犯処罰、ナチス全制度の一掃、重工業、運輸ならびに銀行組織、トラスト、カルテル、財閥、ユンカーの所有する土地財産の没収、最も被害をうけた国に優先権を与えた完全な賠償のとりたて、などを要求する。

三、国際連合憲章を準備するためのサンフランシスコ会議を歓迎する。戦争の根本的原因の一つは独占的諸団体の市場争奪にあるから、会議の第一の義務は、国際カルテルと独占企業の調査におかれるべきである。また経済的搾取の領域として植民地、従属国制度を終らせ、それらの国に自由な労働組合を発展させなければならない。

四、新しくつくられる国際機構(国連)の会議、とりわけ安全保障理事会ならびに経済社会理事会に、労働組合代表を正式に参加させるべきである。そしてその目的で、きたるべきサンフランシスコ会議に諮問的資格で労働組合代表を出席させるべきことを米英ソ三国政府に要求する。

五、日本にもドイツと同じ平和協定にかんする原則を適用すべきであって、「天皇は日本の軍国主義の行為にたいする責任をまぬがれることを許されてはならないし、日本帝国は民主的共和国にかえられるべきであり、カイロ宣言の条項は、日本がその侵略中に奪取した領土にかんし厳格に適用されるべきである。」

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

